

3つのポリシーの 策定について

令和元年 6 月

大学改革支援・学位授与機構

1

3つのポリシー

◆学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

学位授与に関する基本的な考え方について、各大学等が、その独自性並びに特色を踏まえ、まとめたもの。この方針において、卒業（修了）生に身に付けさせるべき能力に関する大学の考えを示すことにより、受験者が大学を選択する際や、企業等が卒業（修了）生を採用する際の参考となる。機構の認証評価では、同方針について明確に定めそれに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され有効なものとなっているかを評価する。

◆教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

教育課程の編成及び実施方法に関する基本的な考え方をまとめたもの。この方針の策定に当たっては、教育課程の体系化、単位の実質化、教育方法の改善、成績評価の厳格化等について留意することが必要である。機構の認証評価では、同方針について明確に定め、それに基づいて教育課程が体系的に編成され、その内容、水準が授与される学位名において適切であるかどうかを評価する。

◆入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

各大学・学部などが入学志願者や社会に対し、その教育理念や特色などを踏まえ、教育活動の特徴や求める学生像、入学者の選抜方法などの方針をまとめたもの。入学者選抜や入試問題の出題内容にはこの方針が反映されることとなっている。機構の認証評価では、大学等に対し、アドミッション・ポリシーの策定・周知を求めるとともに、実際の受入学生の状況を通じてポリシーの実効性について評価を行う。

2 巡目における「ポリシー」の評価

◆基準4 観点4-1-①

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

◆基準5 観点5-1-①

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

◆基準5 観点5-3-①

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

《課 題》

- ・「定められているか」を分析するだけで、相互の関係について扱わなかった。
- ・入学⇒履修⇒卒業という順番で分析するために、期待される学習成果を明示するディプロマ・ポリシーが最後の項目になってしまっていた。

平成28年3月の関係法令の改正

◆大学に対する要請(学校教育法施行規則、大学設置基準等改正)

- ・ **3つのポリシーの策定公表（30年度から）**
- ・ SD、教職協働

◆評価機関に対する要請(細目省令改正)（30年度から）

- ・ 「**3つのポリシー**」（へ）、「内部質保証」（ち）を認証評価すること
- ・ 特に、「内部質保証」は「重点的に認証評価を行う」こと
- ・ ステークホルダーの関与の増大(第1条第1項第四号)
- ・ 評価機関自身の自己点検・評価を行うこと

3つのポリシーに関する関係法令の改正(1)



学校教育法施行規則第165条の2の追加

◆大学に対する要請として3つのポリシーの策定と公表（30年度から）

第165条の2

大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その**教育上の目的を踏まえて**、次に掲げる方針(大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。)を定めるものとする。

- 一 卒業の認定に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、**同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保**に特に意を用いなければならない。

(ただし、機構の大学機関別認証評価においては、2巡目までの方針を踏襲して、大学院についても卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針の策定を求める。公表については、第172条の2の改正によるので、従来の方針を踏襲して基準3－6の判断のために分析する。)

5

3つのポリシーに関する関係法令の改正(2)



細目省令第1条第2の改正

◆評価機関に対する要請(細目省令改正)（30年度施行）

第1条第2項

前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること
 - (イ)～(ホ) (省略)
 - (ヘ) **卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。**
 - (ト) 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - (チ) 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - (リ)～(ヌ) (省略)
- 第二号以下省略

6

法令改正を踏まえた機構による 認証評価 3 巡目における取扱い

◆ 基準 5 - 1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目 5 - 1 - 1

学生受入方針において、「**求める学生像**」及び「**入学者選抜の基本方針**」の双方を明示していること

【分析の手順】

- ・学生受入方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。
- ・**求める学生像**については、入学前に学習しておくことが期待される内容
- ・**入学者選抜の基本方針**については、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか
- ・特に学士課程については、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素（（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）」についてどのような成果を求めるか）

◆ 基準 6 - 1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目 6 - 1 - 1

学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、**具体的**かつ明確に策定していること

【分析の手順】

- ・学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。
 - ・学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ
 - ・学生の学習の目標となっていること
- ・「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのが具体的に示されていること

7

法令改正を踏まえた機構による 認証評価 3 巡目における取扱い

◆ 基準 6 - 2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目 6 - 2 - 1

教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、**①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針**を明確かつ具体的に明示していること

【分析の手順】

- ・教育課程方針において、分析項目 **本文の①から③の各項目に係る記述**が含まれていることを確認する。

分析項目 6 - 2 - 2

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

【分析の手順】

- ・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める**獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性**を有していることを確認する。

8

法令改正を踏まえた機構による 認証評価 3 巡目における取扱い

- ◆ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを(観点による分析を求めることにとどまらず)教育課程に関する基準 6-1、6-2 で扱う。ただし、アドミッション・ポリシーについては、募集の単位と教育課程とがかならずしも一致していない大学があることから、基準 5-1 (機関別の事項) で扱う。

- ◆**施行規則が求める条件を備えているかを分析し、基準について判断する。**

ガイドラインに示され評価基準が求める各ポリシーの構成要素		
DP	卒業・修了までに学生が身に付けることが期待される資質・能力	学生が学習の目標とすることができ具体的な内容を備えている内容 (「何ができるようになるのか」に力点)
CP	学位授与の方針に示された資質・能力を学生が身につけることを可能にするための教育課程を構築するための方針	①教育課程を編成のための方針
		②教育の内容及び教育の実施方法に関する方針
		③学修成果を評価する方法に関する方針 (成績評価基準そのものではない)
AP	学位授与の方針に示された資質・能力を教育課程の編成実施の方針に従った教育課程において身につけることができる学生に対して入学時に求める知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力及び学ぶ態度	どのような多様な能力(学習成果)をどのようにして身に付けてきたか (求める学生像)
		多様な能力をどのような方法で評価するか (入学選抜の基本方針)

「卒業・修了までに学生が身に付けることが期待される資質・能力」の具体的策定が判断の基礎

9

法令改正を踏まえた機構による 認証評価 3 巡目における取扱い

- ◆ディプロマ・ポリシーと他のポリシーとの論理的関係を重視して分析することとして、分析の順序も配慮する。ただし、「一貫性に意を用いているか」は判断が難しいので、**一貫性があるか、整合的であるかを分析**する。
- ◆したがって、**これらの点を確認できない場合には、改善を要する点を指摘し、該当基準を満たしていないと判断**する。
- ◆また、施行規則は学士課程と大学院課程とを区別して扱っているが、機構の「大学評価基準」では区別せず、**すべての教育課程について3つのポリシーが適切に定めてあることを求める**こととした。

3つのポリシーの策定・公表状況等 に関する優れた点

【山梨県立大学】

・学習者から見てわかりやすく、整合的に整備されている。

○学位授与方針の中で、4年間に学生が身に付けるべき学修成果を7つの学士力として位置付け、それを全学共通の「学士基盤力」と学部・学科等の「学士専門力」に分けて、それぞれ学修成果としての能力を設定し、それに基づいて教育課程の編成・実施方針を具体的に定め、かつ求められる学修成果をどの科目の履修を通して習得するのかをカリキュラムマップで明示しており、学習者から見てわかりやすく、整合的に整備されている。

大学改革支援・学位授与機構からの質問

Q.1 平成30年度に実施した認証評価において、優れた点として「学士課程の3つのポリシーの策定、公表」を指摘している。この評価結果について、どのような分析をされたか

以下の点が評価されたと考えている。

- ・全学的なFD・SDで、3つのポリシーの見直しに関する大学の基本方針を教職員に説明し、構成員の理解を得たこと
- ・大学レベル、学部(研究科)レベル、学科・コースごとに、それぞれの教育目標からディプロマ・ポリシーを抽出し、学士力(学修成果)として設定したこと
- ・全学(共通教育)レベルでの素案(たたき台)を学長が作成し、全学教育委員会で審議・決定した後に、それをモデルに学部・学科等で効率よく策定できたこと
- ・ディプロマ・ポリシーで明示した学士力(学修成果)に対応してカリキュラム・ポリシー、そしてアドミッション・ポリシーを策定し、3つのポリシーの連関性を確保したこと

3 ポリシーの策定について

Q.2 策定の背景、経緯について(法令の改正のほか、学内ではどのようなことが重要な論点となっていたか)

以下のような課題、背景、経緯があった。

- ・国の進める大学改革のうち、教育の質保証、内部質保証システムの構築という課題に対する認識は必ずしも高くなかった。
- ・すでに策定されていた3つのポリシーは、すべてのレベルで設定されておらず、とくに全学レベル(共通教育)での3つのポリシーがなかったので、大学の教育目標づくりから始めることとした。
- ・3つのポリシーの連関性に欠けていたので、その一体的な策定と同時に、大学、部局間の組織の統一性に留意しながら策定する必要があった。そのため、とくに構成員の意識改革に力を入れ、全学レベル、学部レベルのFD・SDを有効活用した。
- ・学士力(学修成果)の可視化・測定化の方法については熟慮したが、大学の原点に立ち返って、どのような方法が本学に合っているかを検討した。

Q.3 どのような学内体制・手順によって検討が行われたのか。また、どのようなリーダーシップの下で検討が行われたのか

・何よりもまず、内部質保証システムの体制づくりに着手し、従来の自己点検・評価委員会体制に代えて大学質保証委員会(学長委員長)体制へと移行し、責任体制を明確化するとともに、機能性を高めることにした。

・その上で、学士力(学修成果)の可視化を目指して、3つのポリシーの見直し作業を始めた。

以下は、その手順である。

1. 学士力(学修成果)の策定



2. カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの作成



3. 新たな授業評価制度の設計



4. 学士力(学修成果)の可視化の実施

・学内改革の戦略目標を、「意識変革」「スピード感」「実行性」に置き、ガバナンスとして「パワー」「リーダーシップ」「スキンシップ」を据え、徹底した“意識変革”“スキンシップ”を重視した。

Q.4 策定過程においてどのような困難があり、それをどのように克服したのか

・最初の難関は、「大学の教育目標づくり」であったが、これを制定されていた大学憲章を活用することにした。

・次に、「学士力(学修成果)の設定」をどのように理解してもらうかについては、全学レベルでのモデル案(たたき台)を作成・提示して乗り越えた。

・学士力(学修成果)の可視化・測定化の方法に苦慮したが、シンプルかつ効果的と思われる学生の授業評価制度の改善によって設計することができた。

・全体的に教職員の理解・協力によって比較的スムーズに実施することができたが、そのための最新かつ有益な情報の提供は怠らなかった。実施結果についても速やかに周知・公表している。